

国立大学法人茨城大学と商工組合中央金庫水戸支店の 産学連携協力に関する協定書

国立大学法人茨城大学（以下「甲」という。）と商工組合中央金庫水戸支店（以下「乙」という。）は、地域を中心とした産学連携の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力して甲の研究成果等を地域社会に一層円滑に還元すること及び緊密な情報交換等を行うことにより地域の産学連携を推進し、もって地域中小企業等及び地域社会の発展に貢献することを目的とする。

（協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は次の事項について連携し、必要な事業を実施する。

- (1) 甲の研究成果等のシーズと地域中小企業等の技術ニーズとのマッチング・コーディネート
- (2) 乙の紹介する企業からの技術相談に対する支援
- (3) 地域中小企業等の技術ニーズに関する情報の収集及び提供
- (4) その他甲及び乙が合意した事項

（実施体制）

第3条 甲及び乙は、前条の活動を推進するため、相互に連携窓口を設置するものとする。

2 前条の事業を実施するに当たって必要な事項は、甲及び乙で協議する。

（費用負担）

第4条 第2条の協力事項の実施に関し、甲及び乙において発生した費用は、原則としてそれぞれが負担するものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、第2条の協力事項により相手方から秘密情報として提出された情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に提供、開示又は漏洩してはならない。また、第1条に掲げる目的以外に利用してはならない。ただし、法令に基づく司法又は行政機関の強制力のある命令等により秘密情報の開示を求められた場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、第2条の協力事項により地域中小企業等から秘密情報として提出された情報を、当該企業の事前の承諾なく第三者に提供、開示又は漏洩してはならない。ただし、法令に基づく司法又は行政機関の強制力のある命令等により秘密情報の開示を求められた場合は、この限りでない。

3 本協定において「情報」とは、文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び相手方から提供された情報を基にして作成された資料をいう。

4 甲及び乙は、第6条に定める協定期間の満了後又は第7条の協定の解除により効力を失った後も、第1項及び第2項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

(協定の解除)

第7条 甲又は乙は、相手方に対して1か月前までに書面による通知をなすことにより、相手方に何らの責任を負うことなく本協定を解除することができる。

(その他)

第8条 本協定書に関し協議が必要な場合は、甲及び乙は誠実に協議を行うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名の上、各1通を保有する。

平成19年3月14日

甲 国立大学法人茨城大学長

乙 商工組合中央金庫水戸支店長